

医療機関の院内感染対策のためにも 結核対策に御協力ください

～小樽市の結核り患率は、全国及び全道に比較して高い状況です～

結核の届出は、結核のまん延防止・患者管理に必要不可欠です。

法定期限内に届出をお願いします。

結核疑い

- ・ 2週間以上続くせきなどの呼吸器症状
- ・ 原因不明の発熱・寝汗・全身倦怠感・体重減少などの全身症状
- ・ 胸部レントゲンで、明らかに他疾患と診断できない陰影の存在など

診断「直ちに」届出

- ・ 患者を診断した医師は、直ちに「結核発生届」（感染症法第12条、施行規則第4条）を小樽市保健所へ提出してください。
- ・ まず電話で連絡後、届出票をFAXで「小樽市保健所 健康増進課」へ（365日、24時間対応可）
- ・ 既に患者が死亡していても届出が必要です。

入退院「7日以内」に届出

- ・ 病院管理者は、結核患者が入退院した場合は、**その理由が結核と関係なくとも**、7日以内に小樽市保健所へ届出が必要です。（感染症法第53条11、施行規則第27条の6）

【届出先】

小樽市保健所 健康増進課

電話 0134-22-3110

(夜間・休日電話 0134-22-3117)

FAX 0134-22-1469